

問 水増し請求分を市民に返せ

答 公金で補てんはしません

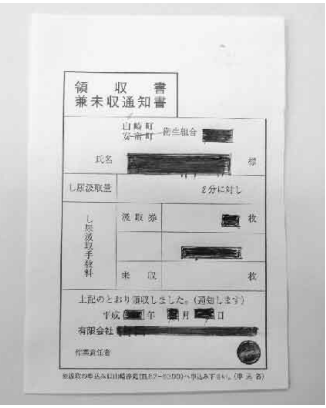


山下 由美

問 し尿くみとり委託業者の不正行為が昨年12月に告発受理されたが不起訴になった。なぜか。再告発しないのか。

市長 水増しした各家庭の数量が特定できないからです。再告発は、警察も全力をあげて捜査し、検察の判断も下されているので難しいと考えます。

問 水増し請求告発の期間は、企画部次長 平成20年6月から8月の3ヶ月間について告発をしたものです。3ヶ月間だけ水増し請求が行われたわけではありません



不正業者の領収書

ん。2つの事例があります。

事例 平成16年から平成20年まで、5年間のし尿くみとり領収書を保管されていたAさん。5年間すべて、実際のくみとり量より約4割増しとなっている。事例 平成17年から20年までの4年間の領収書を保管されていたBさん。4年間すべて、約5割増しとなっている。一般家庭の便そつであり、300リットルで満杯のはずであるのに、毎回500リットルから600リットル以上の料金を払っており、水増し数量は特定できず。再度、調査して告発するべきではないのか。

市長 具体的な事例について知らなかった。委託している限りは責任があるので、今後、弁護士と相談をさせていただきます。

問 災害時要援護者の避難支援プラン

答 早急に策定する予定



東 豊俊

問 災害に備え高齢者や障がい者の要援護者の避難支援プランは。逃げ遅れ等を防ぐため、その対象や救助態勢等を定めるもので県においても、支援態勢の整備を地域防災計画に盛り込み積極的に進める事としています。

災害はいつ来るかわからないことから備えはしておく必要性は大であり、過去に相次いだ台風災害で高齢者が逃げ遅れた例もあるとの事でその対策は急務と言えます。広大な宍粟市に於いては、高齢化が進んでいる地域もあり、その様な自治会集落も増える事が予想されることから

から地域の実情に応じた取り組みが大切となって来ます。プラン策定委員会の立ち上げ等今後の取り組みを伺います。



介護輸送車

市長 自主防災組織等で名簿の整理等、現在は様々な角度から各々の機関にお願いし調査をしながら推進している段階です。重要な課題であると捉えて早急に策定したいと考えています。

問 県下西播磨に限って言えば11市町のうち10市町が策定済と現在策定中となっており、宍粟市における早い取り組みを求めるものです。早急に策定したいとの答弁ですが、その時期を問います。

企画部次長 重要な支援プランであるとの思いから、今年度中には策定を考えています。